

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p><u>(現実支払価格と数量値引きとの関係)</u></p> <p>4-3 法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入貨物について実際に支払われた又は支払われるべき価格であるので、輸入取引において数量値引きがある次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 1の輸入取引契約に係る貨物が分割して輸入される場合において、<u>個々に分割して輸入される貨物について数量値引きがあり、かつ、当該値引き後の価格が実際に支払われるときは、当該価格に基づき課税価格を決定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号((課税価格に含まれる輸入港までの運賃等))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(輸入港における船卸し等の費用、国内運賃、duty insuranceに係る保険料、国内運送に係る保険料等)は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p><u>なお、この項において「輸入港到着」とは、船舶が単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、貨物の取卸しができる状態になることをいうものとする。</u></p> <p>ただし、これらの費用が現実支払価格又は輸入港までの運賃等に含まれており、その額が明らかでない場合には、この限りでない。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う支払金(輸入港到着後の滞船料を除く。)は、課税価格に算入する。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p><u>(現実支払価格と取引数量との関係)</u></p> <p>4-3 法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入貨物について実際に支払われた又は支払われるべき価格であるので、輸入取引において数量値引きがある次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 1の輸入取引契約に係る貨物が分割して輸入される場合において、<u>個々に分割して輸入される貨物について数量値引きがあり、かつ、当該値引き後の価格が実際に支払われるときは、当該価格に基づき課税価格を決定する。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号((課税価格に含まれる輸入港までの運賃等))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(輸入港における船卸し等の費用、国内運賃、duty insuranceに係る保険料、国内運送に係る保険料等)は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p>ただし、これらの費用が現実支払価格又は輸入港までの運賃等に含まれており、その額が明らかでない場合には、この限りでない。</p> <p>(5)及び(6) (同左)</p> <p>(7) 用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う支払金は、課税価格に算入する。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>(8) (略)</p> <p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4-9 法第4条第1項第2号イ((課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料))に規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その具体的な認定は次による。</p> <p>イ 手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること</p> <p>ロ <u>手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を実際に<u>行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること</u></u></p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4-12 法第4条第1項第3号((課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同号イから八までに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。<u>この場合において、「取得価格」には、当該物品を取得するために要する費用を含むものとする。</u></p> <p>(イ)及び(ロ) (略)</p> <p>□ (略)</p>	<p>(8) (同左)</p> <p>(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)</p> <p>4-9 法第4条第1項第2号イ((課税価格に含まれる仲介手数料その他の手数料))に規定する「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3)「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その具体的な認定は次による。</p> <p>イ 手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること</p> <p>ロ <u>手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を行っていることが上記文書により明らかにされること</u></p> <p>(1)~(2) (同左)</p> <p>(課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用)</p> <p>4-12 法第4条第1項第3号((課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 同号に掲げる物品及び技術等に要する費用の額は、次に定めるところによる。</p> <p>イ 同 号イから八までに掲げる物品に要する費用の額は、買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合には、当該物品の当該買手による取得価格によるものとし、買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合には、当該物品の生産費によるものとするが、当該物品が輸入貨物の生産のために提供される前に使用されたものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、その使用度に応じて減額するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>□ (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>八 買手が上記イの物品又は上記ロの技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、上記イ又はロに規定する費用の額に含めるものとする。</p> <p><u>なお、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出するものとする。</u></p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4 の 4 - 1 法第 4 条の 4 ((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合には、令第 1 条の 11 第 1 号又は第 2 号 ((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定によることとなっているが、同条第 2 号に規定する「税関長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに掲げる方法によることができない場合には、<u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 A の 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定 (G A T T) 第 7 条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が適当と認める課税価格の決定方法</u></p>	<p>八 買手が上記イの物品又は上記ロの技術等を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額は、上記イ又はロに規定する費用の額に含めるものとする。</p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4 の 4 - 1 法第 4 条の 4 ((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合には、令第 1 条の 11 第 1 号又は第 2 号 ((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定によることとなっているが、同条第 2 号に規定する「税関長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに掲げる方法によることができない場合には、<u>関税及び貿易に関する一般協定第 7 条及び関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が適当と認める課税価格の決定方法</u></p>
<p>第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p>	<p>第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p>
<p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11 - 3 令第 5 条第 1 項 ((加工又は修繕用貨物の輸出の手続))に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 貨物に付された識別記号 (製造番号等) 又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容 (以下この項において「識別記号等」という。) により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る<u>輸出申告書 (許可書用)</u>の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。</p> <p>なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押なつした上返付する。</p>	<p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11 - 3 令第 5 条第 1 項 ((加工又は修繕用貨物の輸出の手続))に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) 貨物に付された識別記号 (製造番号等) 又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容 (以下この項において「識別記号等」という。) により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る<u>輸入申告書 (許可書用)</u>の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。</p> <p>なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押なつした上返付する。</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14 - 15 法第 14 条第 10 号 ((再輸入貨物の無条件免税)) の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地にいつたん陸揚げされた後再輸入されるもの (陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。) については、次により本号を適用する。</p> <p>イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し (当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。) 転載及び陸揚げの届出書写し (水産庁担当官の確認印のあるもの) 又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書 (入手が困難な場合にあつては、水産庁資源管理部遠洋課長名の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。) により確認する。</p> <p>なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。</p> <p>ロ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記 (2) 本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。</p> <p>ただし、煮熟乾燥 (くん製を含む。) の程度以上の加工を加えたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第 11 条 ((加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)) の適用を妨げない。</p> <p>なお、法第 11 条 ((加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)) の規定を適用する場合の手續については、次による。</p> <p>(イ) 加工貨物、すなわち本邦の船舶により採捕された水産物の輸出の手續については、関税法基本通達 67 - 2 - 10 ((公海等で採捕した水産物等の直接輸出)) により取り扱う。</p> <p>(ロ) 当該輸出の手續の際に輸出申告書に添付すべき令第 5 条 ((加工又は修繕用貨物の輸出の手續)) に規定する「加工のため輸出するもので</p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14 - 15 法第 14 条第 10 号 ((再輸入貨物の無条件免税)) の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 及び (2) (同左)</p> <p>(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地にいつたん陸揚げされた後再輸入されるもの (陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。) については、次により本号を適用する。</p> <p>イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し及び当該許可に基づく陸揚げの届出書写し (水産庁担当官の確認印のあるもの) 又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書により確認する。</p> <p>なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。</p> <p>ロ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記 (2) 本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。</p> <p>ただし、煮熟乾燥 (くん製を含む。) の程度以上の加工を加えたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第 11 条 ((加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)) の適用を妨げない。</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p><u>あることを証する書類</u>は、<u>転載及び陸揚げの届出書</u>写し(水産庁担当官の確認印のあるもの)、<u>漁業許可書</u>又は<u>現地官公署</u>若しくは<u>商業会議所の発給する採捕証明書</u>とし、同条第1項の規定に基づき輸出申告書に付記された記載事項等につき税関長の確認を受けるものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)</p> <p>15 1 法第15条第1項第1号((標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>令第17条第3号((大学共同利用機関))</u>にいう「<u>大学共同利用機関</u>」とは、<u>国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</u></p> <p>(10) <u>令第17条第4号((私立博物館))</u>にいう「<u>私立博物館</u>」とは、<u>日本赤十字社、日本放送協会、民法(昭和29年法律第89号)第34条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によつて設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)</p> <p>15 1 法第15条第1項第1号((標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) <u>令第17条第3号((私立博物館))</u>にいう「<u>私立博物館</u>」とは、<u>日本赤十字社、日本放送協会、民法(昭和29年法律第89号)第34条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によつて設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</u></p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) (同左)</p>
<p>第23節 知的財産権侵害物品</p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p>21～21の5-2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は関税法基本通達2の4-1(送達の方法)に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの</p>	<p>第23節 知的財産権侵害物品</p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p>21～21の5-2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(例えば、配達記録付郵便) をもって交付することとする。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達 2 の 4 - 1 の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(取締対象貨物)</p> <p>21 4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権 <input type="checkbox"/> イ 輸入差止申立てが受理されたもの <input type="checkbox"/> ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官 <input type="checkbox"/> イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続 <input type="checkbox"/> ロ (略) <input type="checkbox"/> ハ (略) <input type="checkbox"/> ニ (略) <input type="checkbox"/> ホ (略) <input type="checkbox"/> ヘ 通関解放に係る手続(供託命令を含む。) <input type="checkbox"/> ト~ヌ (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することとする。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達 2 の 4 - 1 の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(取締対象貨物)</p> <p>21 4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。<u>なお、平成 15 年 3 月 31 日までに特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品について行われた輸入差止情報提供は、同年 9 月 30 日までの間(当該情報提供の継続期間内に限るものとし、当該物品について輸入差止申立てが行われた場合には、当該申立てが効力を有する期間の初日の前日までの間)は、従前のとおりの取扱いとする。</u></p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権 <input type="checkbox"/> イ 輸入差止申立てのあったもの <input type="checkbox"/> ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官 <input type="checkbox"/> イ 輸入差止申立ての受理又は不受理 <input type="checkbox"/> ロ (同左) <input type="checkbox"/> ハ (同左) <input type="checkbox"/> ニ (同左) <input type="checkbox"/> ホ (同左) <input type="checkbox"/> ヘ 通関解放に係る手続(<u>当該手続に係る供託命令を含む。</u>) <input type="checkbox"/> ト~ヌ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(認定手続)</p> <p>21 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)及び(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べるができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号((行政機関の休日))に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする。ただし、育成者権に係る疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>ハ 生産者の氏名等の通知</p> <p><u>法第21条第6項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記ロの規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(T-1775)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」_、「MANUFACTURER」_、「produced by x x」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。</u></p> <p>ニ 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立書が受理されている権利に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(T-1780)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。</p>	<p>(認定手続)</p> <p>21 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べるができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、育成者権に係る疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3日以内とする。</p> <p>ハ 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立書が受理されている権利に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(T-1780)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 21 条第 5 項又は第 6 項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(ハ) 疑義貨物の認定に際し、疑義貨物に係る個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し疑義貨物の鑑定を依頼する。</p> <p>なお、鑑定に際しては、輸入者等から当該物品を権利者へ提示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があったときは、当該箇所を被覆したうえで提示すること。</p> <p>(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(二)～(ハ) (略)</p> <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ハ)の場合を含む。)又は上記二(ハ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産権疑義貨物認定(処理)連絡書」(T-1790)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (略)</p> <p>(2) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署</p> <p>イ 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67-3-13 により見本を採取したうえで、上記(1)のロからホまでにより処理する。</p> <p>(注) 発見部門の長は、必要に応じ知的財産調査官に協議する。以下ハにおいて同じ。</p> <p>ロ 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を旅客等に交付して侵</p>	<p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る輸入者名、輸出者名等個別具体的な情報が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</p> <p>(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(ハ) 疑義貨物の認定に際し、当該物品に係る輸入者名、輸出者名等の個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し当該物品の鑑定を依頼する。</p> <p>なお、鑑定に際しては、輸入者等から当該物品を権利者へ呈示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があったときは、当該箇所を被覆したうえで呈示すること。</p> <p>(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(二)～(ハ) (同左)</p> <p>三 輸入者等及び権利者への認定通知等</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記八(ハ)の場合を含む。)又は上記八(ハ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産権疑義貨物認定(処理)連絡書」(T-1790)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(2) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署</p> <p>イ 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67-3-13 により見本を採取したうえで、上記(1)のロから三までにより処理する。</p> <p>(注) 発見部門の長は、必要に応じ知的財産調査官に協議する。以下ハにおいて同じ。</p> <p>ロ 旅具通関扱貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を旅客等に交付して侵</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>害疑義物品を保管したうえ、上記(1)の口から<u>ホ</u>までにより処理する。 (注) 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する。</p> <p>八 国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記(1)の口から<u>ホ</u>までにより処理する。</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21 9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。 イ及びロ (略) (2) (略)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 1 輸入差止申立ての取扱い及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ及びロ (略)</p> <p>八 添付書類等 (イ) 添付が必要な資料等 権利の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。)(<u>税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合は、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。</u>) 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識方法等 A 特許権又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p>	<p>害疑義物品を保管したうえ、上記(1)の口から<u>ニ</u>までにより処理する。 (注) 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する。</p> <p>八 国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記(1)の口から<u>ニ</u>までにより処理する。</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21 9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1) 輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。 イ及びロ (同左) (2) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ及びロ (同左)</p> <p>八 添付書類等 (イ) 添付が必要な資料等 権利の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識方法等 A 特許権又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって(a)から(d)までの事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等(弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。)が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>B (略)</p> <p>C 意匠権侵害物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>D 育成者権侵害物品については、品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの、外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面及び真正品のDNA鑑定書(キクの切花等外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。)を添付させることとする。この場合において、DNA鑑定書について、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>及び (略)</p> <p>(D) 輸入差止申立ての受理の際及び受理后に必要な応じて追加して受理する追加資料等</p>	<p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって(a)から(d)までの事項を記載したもの</p> <p>(a)～(d) (同左)</p> <p>b (同左)</p> <p>B (同左)</p> <p>C 意匠権侵害物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの</p> <p>(a)～(c) (同左)</p> <p>b (同左)</p> <p>D 育成者権侵害物品については、品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの、外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面及び真正品のDNA鑑定書(キクの切花等外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。)を添付させることとする。この場合において、DNA鑑定書について、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>なお、侵害の事実とは、海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合を含むことに留意する。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(D) 輸入差止申立ての受理の際及び受理后に必要な応じて追加して受理する追加資料等</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>～ (略)</p> <p>侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報</p> <p>二 (略)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本(写しを含む。)及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること(上記(イ)のハの(イ)の規定する税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合を除く。)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ及びハ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>～ (同左)</p> <p>侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報</p> <p>(注) <u>平成 15 年 3 月 31 日までに輸入差止情報提供が行われた特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る輸入差止申立て(前記 21 - 4 なお書により従前のとおりの取扱いを行うこととされている間に当該申立てが行われたものに限る。)</u>に係る添付資料は、<u>情報提供の際に提出されているもので今後も使用できるものについては、新たにその提出を求めないこととする。</u></p> <p>二 (同左)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本(写しを含む。)及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(3)～(8) (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(通関解放手続)</p> <p>21の5-1</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 後記21の5-2の(2)のイの(二)の供託書正本又は同項の(2)のロの(ロ)の届出書により、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書(輸入者等用)」(T-2170)により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書(申立特許権者等用)」(T-2180)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>21の5-2 法第21条の5第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 供託された金銭等の取戻し イ~ハ (略)</p> <p>ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い 申立特許権者等が法第21条の5第12項の規定による通知を受けた日から30日(以下ニにおいて「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (イ)~(ロ) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>(7)及び(8) (略)</p>	<p>(通関解放手続)</p> <p>21の5-1</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 後記21の5-2の(2)のイの(二)の供託書正本又は同項の(2)のロの(ロ)の届出書により、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書(輸入者等用)」(T-2170)により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書(申立特許権者等用)」(T-2180)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。<u>なお、申立特許権者等に対しては、併せて、輸入者等の氏名又は名称及び住所を通知することとする。</u></p> <p>(通関解放金)</p> <p>21の5-2 法第21条の5第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による</p> <p>(1)~(5) (同左)</p> <p>(6) 供託された金銭等の取戻し イ~ハ (同左)</p> <p>ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い 申立特許権者等が法第21条の5第13項の規定による通知を受けた日から30日(以下ニにおいて「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (イ)~(ロ) (同左)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p>